

特定食品関連事業者減量計画書制度 Q & A

＜対象、対象事業所の考え方＞

Q 1 対象となる事業者は。

A 1 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」といいます。）に規定する食品関連事業者である、食品の製造・加工等を行う事業者、食品販売を行う事業者、飲食店、ホテル・旅館及び結婚式場などの飲食物を提供する事業者のうち、京都市内における店舗その他の事業の用に供する建築物（以下「店舗等」といいます。）の床面積の合計が3,000平方メートル以上である事業者を対象とします。

Q 2 対象となる事業所は。

A 2 食品関連事業に使用している全ての京都市内の事業所であり、店舗のほか、管理部門の事務所や物流センター等を含みます。また、直営店だけでなく、フランチャイズ店も含みます。ただし、専ら産業廃棄物を排出する工場等は除きます。

Q 3 床面積の積算対象はどの範囲までか。

A 3 店舗等の所有形態にかかわらず、当該建築物において事業の用に供している床面積が対象となり、バックヤード（倉庫、事務室、調理室、通路、階段）や管理部門の事務所等も対象です。ただし、駐車場は建築基準法に基づく建築物であっても除きます。
なお、業種・業態（店舗、宅配、移動販売、通信販売等、販売方法の違いを含む。）によらず、全ての店舗等を含みますので、合算してください。

Q 4 複数の食品を取り扱う店舗を経営しているが、調理は工場1箇所のみで行っている。工場からの食品廃棄物は産業廃棄物として排出しているが、報告対象となるのか。

A 4 専ら産業廃棄物を排出する店舗等は、報告対象ではありません。当該店舗等は、床面積の積算対象外として扱い、店舗等一覧への記載も不要です。

Q 5 帰り荷等により各店舗から物流センターに返却されてから排出されている廃棄物は個々の店の排出量に配分する必要があるか。

A 5 その必要はありません。物流センターから排出された廃棄物として扱ってください。

Q 6 複合商業施設やテナントビルでは、施設管理者がまとめて提出するのか。

A 6 施設管理者がまとめて提出する必要はありません。
ただし、テナント事業者が床面積の要件を満たす場合は、テナント事業者が提出する必要がありますので、当該施設管理者からテナント事業者に確認を促してください。
なお、テナント事業者が提出する場合は、当該施設の共用部分については、床面積の算定対象から除きます。

Q 7 複数のホテル・旅館を経営しているが、レストランはいずれも別事業者に運営を委託している。この場合、ホテル・旅館事業者がまとめて提出しなければならないのか。

A 7 ホテル・旅館事業者が自ら食品の提供を行っていない場合は、食品関連事業者に該当しないため、提出の必要はありません。ただし、当該ホテル・旅館内でレストランの運営を受託している事業者の店舗等の床面積が要件を満たす場合は、当該受託業者が対象となりますので、運営を委託している事業者に確認を促してください。

Q 8 複数の学校や病院の食堂の運営を受託し、運営している。これらの床面積の合計が3,000平方メートル以上となる場合は、報告対象となるのか。

A 8 学校や病院、福祉施設の給食事業を受託している事業者は、食品リサイクル法に規定する食品関連事業者に該当しないため、提出の必要はありません。ただし、社員食堂等の給食事業も受託している場合には、学校や病院、福祉施設を除いた施設の床面積の合計が3,000平方メートル以上となる場合は、報告対象となります。

Q 9 グループ会社のうち複数の会社が食品関連事業を行っている場合、誰が提出するのか。

A 9 当該会社が、会社法第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業並びに同一の親会社を持つ子会社又はこれに類する法人等（以下「子会社等」といいます。）に該当する場合は以下のとおりとなります。

子会社等が単独で床面積の合計が3,000平方メートル以上となる場合は、各子会社等が提出してください。

なお、子会社等単独では、床面積の合計が3,000平方メートル未満であるものの子会社等全て合わせて満たす場合は、親会社等でまとめて提出することも可能です。

Q 10 フランチャイズ店については、廃棄物処理の契約はオーナー事業者が個別に行っているため、本社でフランチャイズ店の廃棄物量を把握していない。報告対象外として良いか。

A 10 フランチャイズ店の廃棄物量を含めた報告が必要となります。各オーナー事業者に照会する等により、フランチャイズ店の排出及び取組内容を把握してください。

Q 11 いつを基準として報告書を作成するのか。

A 11 4月1日時点での店舗等について作成してください。京都市内に所在する事業所（店舗等）が報告対象です。京都府下ではありませんので御注意ください。

＜様式の記載方法、分別品目等について＞

Q 1 2 記入例に産業廃棄物が入っているが、計画の対象とするのか。

A 1 2 対象となる店舗等から発生する産業廃棄物のうち、廃食用油やプラスチック類、飲料容器については、量を把握している品目ごとに記入してください。

Q 1 3 紙の品目が細かく分かれているが、ここまで分けて集計していない場合、新たに集計しないといけないか。

A 1 3 紙類をまとめて回収されている等、品目ごとに把握していない場合は、一番排出量が多い紙類にまとめて計上いただくか、あるいは「上記以下の雑がみ」として計上してください。次回提出の際には可能な限り計画書様式のとおり 6 項目に分けて提出してください。紙の排出量に対する再生利用量の割合が低い場合は、この品目のとおり、細かく分類することで再生利用の割合を高めることができます。

Q 1 4 段ボールや発泡スチロールを自社で減容固化し、有価で売却しているが、計上する必要があるか。

A 1 4 計上する必要があります。売却していても、減容固化する処理前の量を計上するようにしてください。

Q 1 5 厨芥類を自社で乾燥し有価で売却したり、肥料化して自社農園で使用したりしているが、計上する必要があるか。

A 1 5 計上する必要があります。売却していても、乾燥又は肥料化などした処理後の量を計上するようにしてください。

Q 1 6 飲料容器や発泡スチロールは納入業者が持ち帰っている。このような場合、計上する必要があるか。

A 1 6 店舗等に設置している自動販売機を含め、納入業者持ち帰りの分については、その業者の排出量であると考えており、計上する必要はありません。

Q 1 7 廃食用油をリットル（L）で、発泡スチロールを立方メートル（ m^3 ）で把握している。重量への換算係数を教えてほしい。

A 1 7 廃食用油は 0.9 kg/L 、発泡スチロールは $0.01 \text{ トン}/\text{m}^3$ で計算してください。なお、 $1000 \text{ L} = 1 \text{ m}^3$ です。

Q 1 8 店頭で家庭から排出される容器飲料や食品トレイ等を回収し、再資源化業者に引き渡しているが、これらについても算入するのか。

A 1 8 算入する必要はありません。事業活動に伴い排出されるものののみ計上してください。ただし、家庭から持ち込まれるものと、事業活動に伴い排出されるものを区別していない場合は、合算して計上いただいて構いません。

Q 1 9 再生利用の定義は何か。熱回収は再生利用に含まれるのか。

A 1 9 循環型社会形成推進基本法では、再生利用は「循環資源の全部又は一部を原材料として利用すること」と定義されており、燃料化等をはじめとするいわゆる「サーマルリサイクル」（熱回収）は再生利用に含まれませんが、この計画書では、「サーマルリサイクル」も再生利用の方策に含めてください。

ただし、厨芥類については、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等（食品循環資源を飼料、肥料、菌床、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品・エタノール・メタンとして利用し、又は利用する者に譲渡すること。）を記載してください。

Q 2 0 店舗が他社管理のビルのテナントであり、ビル全体から排出される廃棄物しか分からない場合は、どうすればよいか。

A 2 0 店舗等が排出する廃棄物の把握に努め、重量や容積の実測、当該施設の管理者や廃棄物処理業者・再資源化業者等からの聞き取り、購入量や売上からの推計に基づく排出量を記入してください。いずれの方法でも把握ができない場合は、当該店舗等を除く排出量の集計結果を記載するとともに、店舗等一覧の備考欄に集計から除外されている店舗等の床面積及び除外理由を追記してください。

<事業用大規模建築物減量計画書制度との関係>

Q 2 1 京都市内で1店舗のみ持っており、事業用大規模建築物に該当する場合、既存の事業用大規模建築物の減量計画書に加えて、特定食品関連事業者としての計画書が必要なのか。

A 2 1 その必要はありません。

Q 2 2 事業用大規模建築物の減量計画と品目の種類や順序が違うのはなぜか。

A 2 2 品目については、事業用大規模建築物制度はオフィスビルなども含め幅広い業種を想定しているのに対し、特定食品関連事業者制度は、食品関連事業者に限っているため、種類や順序を変えております。制度趣旨について御理解いただきますようよろしくお願いします。

Q 2 3 複数の事業用大規模建築物を所有しているが、他社テナントを除外するため、個別の事業用大規模建築物減量計画書と特定食品関連事業者減量計画書で、合計に差が出てもよいか。

A 2 3 特定食品関連事業者制度の対象とならない部分の除外をはじめ、集計方法の問題等により、多少の差が生じていても差し支えありません。ただし、数値が大きく異なる場合は、個別に確認させていただく場合があります。

＜その他＞

Q 2 4 期限までに提出しなかった場合、どうなるのか。

A 2 4 期限までに提出がない場合や、記載されている取組が十分でない場合等には、確認のため、本市職員が連絡します。改善が見られない場合には、条例に基づき、文書による改善勧告を行い、最終的には、事業者名を本市ホームページで公表します。

（参考）京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（改善勧告及び公表）

第27条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第20条、第21条若しくは第22条の規定に違反していると認めるとき、事業用大規模建築物建築主が第24条若しくは第25条第2項若しくは第3項の規定に違反していると認めるとき、又は特定食品関連事業者が前条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第2項の規定に違反していると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

Q 2 5 事業用大規模建築物制度や事業者報告書制度と同様、市職員による店舗等への立入調査があるのか。

A 2 5 事業者の廃棄物の排出現況等を確認するため、条例に基づき、本市職員が店舗等への立入調査やヒアリングを行います。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

（参考）京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第57条 市長は、第40条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、占有者等、事業者その他必要と認める者が占有し、所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。